

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十一の二 亜硝酸イソブチル</p> <p>十一の三 アセチルアセトン</p> <p>十二〇三十六 （略）</p> <p>三十七 アルミニウム及びその水溶性塩</p> <p>三十八〇七十二 （略）</p> <p>七十二の二 エチレン</p> <p>七十三〇七十九 （略）</p> <p>七十九の二 エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇三十六 （略）</p> <p>三十七 アルミニウム水溶性塩</p> <p>三十八〇七十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七十三〇七十九 （略）</p> <p>（新設）</p>

八十〜百四十八 (略)

百四十八の二 クロロ酢酸

百四十九〜百六十二 (略)

百六十二の二 O―三―クロロ―四―メチル―二―オキソ―二H―

クロメン―七―イル||O' O''―ジエチル||ホスホロチオアート

百六十三〜百九十七 (略)

百九十七の二 三弗化アルミニウム

百九十八〜二百二十四 (略)

二百二十四の二 N・N―ジエチルヒドロキシルアミン

二百二十四の三 ジエチレングリコールモノブチルエーテル

二百二十五〜二百四十一 (略)

二百四十一の二 ジクロロ酢酸

二百四十二〜二百九十二 (略)

二百九十二の二 ジメチル||二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロ

キシエチルホスホナート (別名DEP)

二百九十三〜三百二十 (略)

三百二十の二 水素化ビス(ニ―メトキシエトキシ)アルミニウム

ナトリウム

三百二十一〜三百六十七 (略)

三百六十七の二 テトラヒドロメチル無水フタル酸

三百六十八〜四百六十四 (略)

四百六十四の二 N―ビニル―二―ピロリドン

四百六十五〜四百八十八 (略)

四百八十八の二 ブテン

四百八十九〜四百九十二 (略)

四百九十二の二 プロピオンアルデヒド

四百九十三〜四百九十七 (略)

八十〜百四十八 (略)

(新設)

百四十九〜百六十二 (略)

(新設)

百六十三〜百九十七 (略)

(新設)

百九十八〜二百二十四 (略)

(新設)

(新設)

二百二十五〜二百四十一 (略)

(新設)

二百四十二〜二百九十二 (略)

(新設)

二百九十三〜三百二十 (略)

(新設)

三百二十一〜三百六十七 (略)

(新設)

三百六十八〜四百六十四 (略)

(新設)

四百六十五〜四百八十八 (略)

(新設)

四百八十九〜四百九十二 (略)

(新設)

四百九十三〜四百九十七 (略)

四百九十七の二 プロペン
 四百九十八〜五百三 (略)
 五百三の二 一―プロモプロパン
 五百四 (略)
 五百四の二 三―プロモ一―プロペン (別名臭化アリル)
 五百五〜五百十六 (略)
 五百十六の二 ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
 五百十六の三 ヘキサフルオロプロペン
 五百十七〜五百二十九 (略)
 五百三十 ペルフルオロオクタタン酸及びそのアンモニウム塩
 五百三十一〜五百八十二 (略)
 五百八十二の二 メチルナフタレン
 五百八十二の三 二―メチル―五―ニトロアニリン
 五百八十三〜五百八十八 (略)
 五百八十八の二 N―メチル―二―ピロリドン
 五百八十九〜六百四 (略)
 六百五 削除
 六百六 沃素及びその化合物
 六百七〜六百三十三 (略)

(新設)
 四百九十八〜五百三 (略)
 (新設)
 五百四 (略)
 (新設)
 五百五〜五百十六 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 五百十七〜五百二十九 (略)
 五百三十 ペルフルオロオクタタン酸アンモニウム塩
 五百三十一〜五百八十二 (略)
 (新設)
 (新設)
 五百八十三〜五百八十八 (略)
 (新設)
 五百八十九〜六百四 (略)
 六百五 沃化メチル
 六百六 沃素
 六百七〜六百三十三 (略)